

# 北海道防災対策基本条例

平成21年3月31日 北海道条例第8号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第8条）

### 第2章 道民等による防災対策（第9条－第13条）

### 第3章 道の基本的な施策

#### 第1節 基本方針（第14条）

#### 第2節 協働による防災対策の推進（第15条－第18条）

#### 第3節 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進（第19条－第21条）

#### 第4節 地域の特性に応じた防災対策の推進（第22条・第23条）

#### 第5節 その他の施策（第24条・第25条）

### 附則

#### （前文）

海に囲まれ、広大な北海道に暮らす私たちは、その地理的条件等により、地震、津波、噴火、暴風、豪雨、豪雪等の様々な災害に見舞われ、大きな被害を受けてきた。津波によって多くの人命が失われた平成5年の北海道南西沖地震や住民が長期の避難を余儀なくされた平成12年の有珠山噴火、全道一円に多大な被害をもたらした平成15年台風10号等は、道民の記憶に深く刻まれている。

道は、このような多様な災害に対応するために、これまで市町村や防災関係機関と連携し、防災対策の充実強化に努めてきた。しかし、近年の大規模地震等への対応から得られた教訓として、被害を最少限度に止めるためには、道、市町村等による対策に加え、道民が日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、道民が自らの安全を自らで守ること、道民、自主防災組織等が地域において互いに助け合うことが重要であることが認識されてきている。

このため、私たちは、道民が安心して暮らせるよう、それぞれの責務に応じた防災のための行動に努め、共に力を合わせて防災対策を推進し、地域の特性に応じた災害に強い地域づくりに取り組むことを決意し、道民の総意としてこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、防災のための対策（以下「防災対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道民、自主防災組織等及び事業者（以下「道民等」という。）並びに道の責務を明らかにするとともに、道民等による防災対策の基本となる事項及び道の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）等の法令と相まって、道民等及び道の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災関係機関 道の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、道を警備区域とする陸上自衛隊、道の区域内の消防機関並びに道の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）をいう。
- (4) 自主防災組織等 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいう。
- (5) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であつて、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

### (基本理念)

第3条 防災対策は、自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

### (道民の責務)

第4条 道民は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

- 2 道民は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。
- 3 道民は、自主防災組織等の活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

### (自主防災組織等の責務)

第5条 自主防災組織等は、地域住民と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めなければならない。

- 2 自主防災組織等は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。

- 2 事業者は、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、自主防災組織等が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員の安全の確保に努めるものとする。
- 5 事業者は、災害時に事業を中断しないよう、又は中断した場合においてはできるだけ早期に再開できるよう、事業を継続する体制の整備に努めるものとする。

### (道の責務)

第7条 道は、道民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 道は、道民等が行う防災対策の支援に努めるものとする。

### (市町村との連携等)

第8条 道は、法第5条第1項に規定する責務を有する市町村が防災対策において果たす役割の重要性にかんがみ、防災対策を推進するに当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、市町村の防災対策に関する施策の推進について必要な支援に努めるものとする。

## 第2章 道民等による防災対策

(防災に関する意識の高揚等)

第9条 道民は、地域で開催される防災訓練、道、市町村又は防災関係機関が提供する防災に関する情報等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 事業者は、定期的な防災訓練等により、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(物資の備蓄等)

第10条 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努めるものとする。

2 自主防災組織等及び事業者は、消火、救助等に必要となる物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めるものとする。

(建築物等の倒壊の防止等)

第11条 道民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時にあっては、倒壊した工作物による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

(円滑な避難)

第12条 道民は、災害時に次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1) 自ら災害等に関する情報を収集するとともに、必要と判断したときは、自主的に避難すること。

(2) 避難勧告(法第60条第1項又は第5項の規定による立退きの勧告をいう。)が発せられたときは、速やかに、これに応じて行動すること。

2 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合においては、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するものとする。

3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うことにより、円滑な避難が行われるよう努めるものとする。

(防災ボランティアによる支援活動)

第13条 被災地においてボランティアとして被災者を支援する者(以下「防災ボランティア」という。)は、道及び市町村と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

## 第3章 道の基本的な施策

### 第1節 基本方針

第14条 道は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき防災対策を推進するものとする。

(1) 道民等との協働により、道民運動として防災対策を推進すること。

(2) 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりを推進すること。

(3) 本道の地域特性に応じた防災対策を推進すること。

### 第2節 協働による防災対策の推進

(道民及び自主防災組織等との協働)

第15条 道は、市町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うことにより、道民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に行うための体制の整備に努めるものとする。

(1) 防災教育、防災訓練その他道民等が防災に関する知識を習得し、又は防災に関する意識の高揚を図るための機会を確保すること。

(2) 防災対策に必要な知識、経験、資格等を有する専門的な防災ボランティア及び防災ボランティアの連絡調整を行う者を育成すること。

(事業者との協働)

第16条 道は、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の生活物資の供給、輸送等において事業者と協働できるよう、協定の締結等の体制の整備に努めるものとする。

(道民等の意見の反映)

第17条 道は、防災対策に道民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働による災害時要援護者への支援)

第18条 道は、道民、自主防災組織及び市町村と協働して、災害時要援護者への情報の提供及び避難の支援が円滑に行われるよう体制の整備に努めるものとする。

2 道は、市町村及び自主防災組織と連携して、災害時要援護者が避難等の支援を受ける際に必要な情報をあらかじめ提供でき、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

### 第3節 災害時の備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進

(調査研究の推進)

第19条 道は、防災関係機関等と連携し、防災対策を効果的に進める上で必要な調査研究を行うとともに、その成果を市町村、防災関係機関等で共有し、防災対策に反映するよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第20条 道は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害に備えるために必要な情報を収集するとともに、広く道民等がこれらの情報を共有できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(防災に関する施設等の整備)

第21条 道は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことが適切に行われるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的に整備を図るものとする。

### 第4節 地域の特性に応じた防災対策の推進

(積雪寒冷期における防災対策の推進)

第22条 道は、積雪寒冷という本道の地域特性に応じ、市町村及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における避難路及び避難場所の確保等の対策を進めるものとする。

(孤立地区対策の推進)

第23条 道は、道内に孤立地区（災害の発生により交通が途絶する可能性が高い地区をいう。以下この条において同じ。）が多いことにかんがみ、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における孤立地区に対する医療の確保、物資の輸送、情報の提供等の防災対策を推進するための体制の整備を図るものとする。

### 第5節 その他の施策

(表彰)

第24条 道は、防災対策の推進に関して特に功績があったと認められるものを表彰するものとする。

(財政上の措置)

第25条 道は、防災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。